

群調発第253号  
令和5年9月26日

各 会 員 様

群馬土地家屋調査士会

会長 萩原澄之  
業務部長 横田拓



## 業務に関する事務連絡

平素は当会の会務運営にご理解とご協力をいただき感謝申し上げます。

さて、当会業務部では、定期的に前橋地方法務局（本局）と土地家屋調査士業務に関する事務打合せ会議を行っており、その中で法務局から次のとおり要請がありましたのでご連絡いたします。

### ＜前橋市六供町区画整理事業について＞

前橋都市計画事業六供土地区画整理事業の換地処分の公告が令和5年10月中旬頃に予定されております。その後、前橋地方法務局にて登記手続きに入るため、全ての登記申請手続きが約3ヶ月程度受付できなくなるとの事であります。（コンピュータ化に伴う大規模特殊登記手続きが初めてのため、法務局としても期間中の登記申請手続き業務を思案中のこと。）

また情報が入り次第発信いたしますが、申請等につきましては、各自で法務局と打合せをお願いします。

### ＜登記に関する照会について＞

以前からお願いしておりますが、法務局への登記に関する相談については、直接、資格者本人が行っていただきたい。

補助者が土地家屋調査士に確認・相談せず、登記照会票だけを持って相談に来るケースがいまだに多くあるので、登記照会票に土地家屋調査士の意見を記入し、必ず参考資料を添付の上、資格者本人がご来庁いただきたい。

資格者ならば判ることではないかと思われる事案を補助者が相談に来るそうです。

まずは書籍・先例・通達など調べた上で、資格者の意見をもって法務局へ照会して下さい。

### ＜法務局及び地方法務局における窓口対応時間の導入について＞

日調連より、働き方改革推進のための法務局及び地方法務局における窓口対応時間の導入についての周知の依頼がありました。

会員におかれましては、オンライン申請等をご活用いただき、業務上必要がある場合を除き、午後4時から午後5時までの時間帯は窓口の利用を控えるようご配慮をお願いします。

詳しくは、群馬土地家屋調査士会ホームページにて御確認下さい。